

Weekly Report

第734号

令和6年2月13日

所得税の確定申告を行う際の注意点等

令和5年分の所得税の確定申告が今月16日から始まります（石川・富山県以外は3月15日まで）。

◆確定申告を行う際の主な注意点等

◎医療費控除……入院給付金や高額療養費などの補填された金額は、給付の対象となった医療費を限度として差し引きます。

◎寄附金控除（ふるさと納税）……確定申告をする場合は、ふるさと納税ワンストップ特例が無効となるため、令和5年中に行った全てのふるさと納税の金額を寄附金控除の計算に含めて申告します。

◎住宅ローン控除……住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を適用する方は、住宅ローン控除の計算において非課税措置を受けた金額を住宅の購入金額から差し引きます。

◎雑損控除……災害等で資産に損害を受けた場合に適用できますが、生活に通常必要でない資産（貴金属、書画、骨董など）は対象外です。なお、能登半島地震による災害については、雑損控除等を令和5年分の所得税から適用できる特例が設けられます。

◎上場株式等に係る申告……特定口座（源泉徴収あり）でも譲渡損失の繰越控除や複数の口座間で損益通算する場合は、確定申告が必要です。なお、配当所得等について所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択することはできなくなりました。

◎満期保険金等を受け取った場合……保険料の負担者が満期保険金等を一時金で受け取った場合は、一時所得となります。

◎給与以外に副収入等がある場合……年末調整をした給与と所得者でもネットビジネスなどによる所得が20万円超の場合は確定申告が必要です。

国外財産調書の状況と提出期限の変更

居住者がその年の12月末時点で5千万円を超える国外財産を保有している場合は、財産の種類や数量、価額などを記載した「国外財産調書」を所轄税務署長へ提出する必要があります（正当な理由なく提出しない場合や虚偽記載の場合には罰則が設けられています）。

国税庁によると、令和4年分の国外財産調書の提出件数は1万2494件で、調書に記載された総財産額は5兆7222億円でした。

なお、改正により令和5年分以降の提出期限が「その年の翌年6月30日」に変わりました（令和5年分は令和6年7月1日が期限）。また、財産債務調書の提出期限についても同様です。

令和6年度の協会けんぽ保険料率が決定

中小企業等が加入する協会けんぽ（全国健康保険協会）の令和6年度の健康保険料率及び介護保険料率が決定しました。本年3月分（4月納付分）から適用されますので、確認しておきましょう。

都道府県ごとに設定されている健康保険料率は、据置き神奈川を除き改定となり、上げが24府県、下げが22都道府県です。

また、介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）が負担する全国一律の介護保険料率は、1.60%（現行1.82%）に引下げとなります。